

1 国境を越える多様な人々

(1) 人の国際的な移動の背景と多様な外国人住民

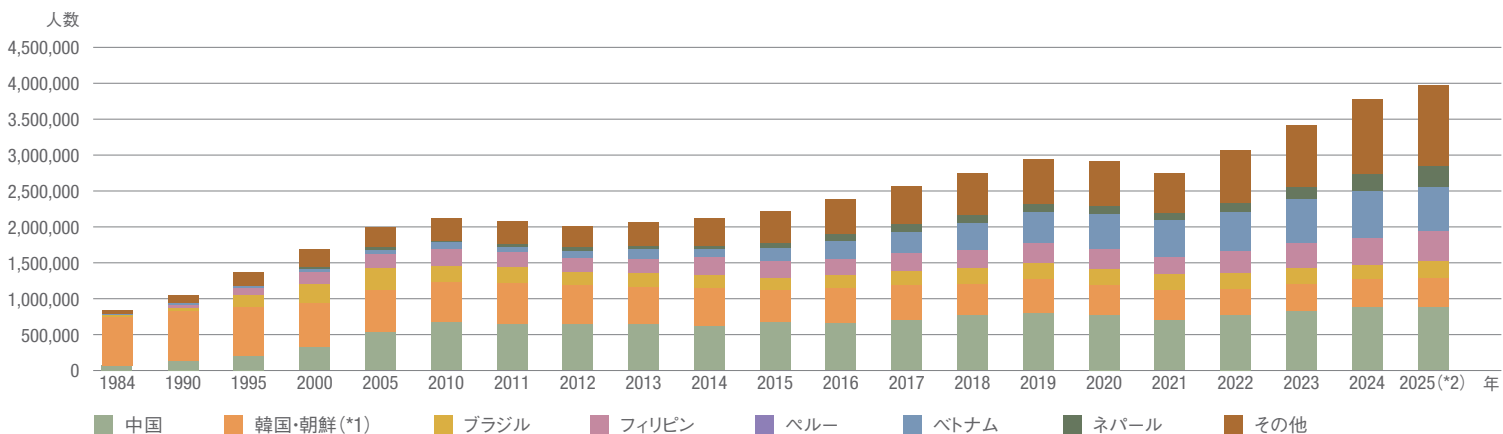
人の移動の動機や目的はさまざまです。ある人は、教育や仕事などのよりよい機会を求めて移動し、またある人は、結婚や家族との統合のために移動します。自然災害、戦争、迫害や人権侵害などから逃れるために移動を余儀なくされる人たちも多くいます。その数は増え続け、世界全体で約3億人に達しています。

この傾向は日本にも当てはまり、在留外国人数は一貫して増加しています（図表1-1）。その増減は送出国および受入国双方の経済・社会状況や政策の影響を受けます。

戦後の日本で長らく外国人住民を代表してきたのは、1952年のサンフランシスコ講和条約発効とともに日本国籍を喪失した在日韓国・朝鮮の方々とその子孫、すなわち在日コリアンです。彼らは、1991年の入管特例法（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法）により特別永住者として日本に暮らしています。

1970年代のインドシナ政変はボートピープル、すなわちインドシナ難民を日本が受入れる契機となりました。高度経済成長を経た1980年代の日本は、製造業や建設業などの分野での人手不足や円高を背景として、出稼ぎ目的の外国人の来日が増

（図表1-1）国別在留外国人数の推移



出所：出入国在留管理庁「在留外国人統計」より作成

注 1) 韓国・朝鮮は、2015 年度統計からそれぞれ「韓国」、「朝鮮」と分けられた。本表では、2015 年以降は韓国の方の数字としている。

注 2) 2025 年は 6 月末時点の数値

えました。1990年の入管法（出入国管理及び難民認定法）の改正による在留資格「定住者」の新設を機に南米系日系人の日本での就労が本格化し、彼らの定住化も進みました。「研修・技能実習制度」を通じてアジア出身の外国人労働者の数が増えていくのも1990年代のことです。

技能実習制度については、2010年施行の改正入管法で在留資格「技能実習」として制度化されました。2019年施行の改正入管法では、在留資格「特定技能」が創設されました。現在、介護、外食、建設、農業など人材不足が深刻な16分野に門戸を開いており、最長5年間の在留を認める1号と、家族の帯同や在留期間の更新が可能な2号が設けられています。2025年6月末時点での在留外国人数は約396万人であり、過去最高を更新しました（図表1-2）。

動機や目的が多様であるように、受入国政府が、彼らに付与する法的地位も一様ではありません。日本では日本国籍を持たない人の法的地位を「在留資格」と呼び、約30種類に分類されています（在日米軍関係者は除きます）。(2)でも触れますが、学ぶための在留資格や、働くための在留資格など複数のカテゴリーがある中で、日本に暮らす外国人住民で最も多い在留資格は「永住者」です。

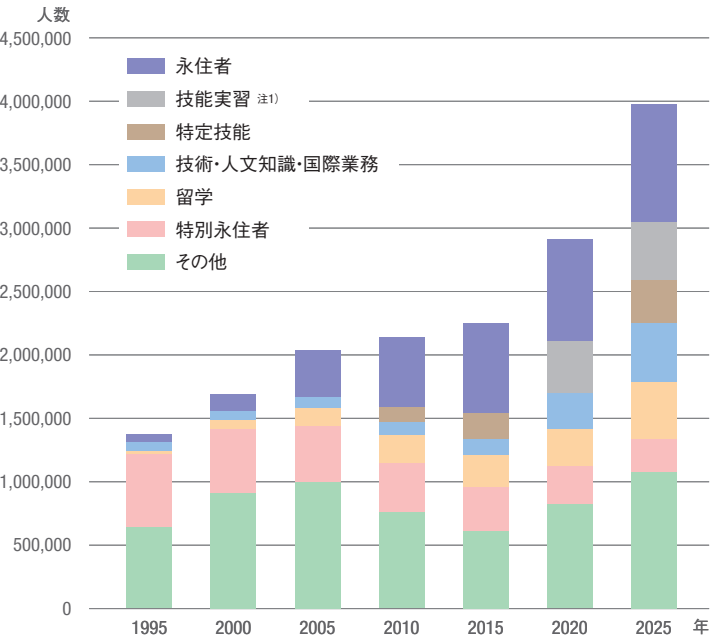
動機や目的、在留資格の多様性に加えて、移動する人々は、来日する以前から個人としてのアイデンティティや属性を有しています。人種、国籍、宗教、言語、ジェンダー、年齢、職業、政治的信条、性的指向・性自認、障害の有無などが、それぞれのアイデンティティや属性を形成します。

上に述べた多様性は、受入れ側や支援者側の状況にも当てはまります。地域やセクターによって、支援者の役割や特徴が異なるということです。そのため、ホスト社会が外国人住民の多

様性や多様なニーズを理解することと同様に、外国人住民側も、支援現場の状況や支援者の立場・役割を知ることが重要です。その相互理解は、地域社会の多文化化に伴う課題解決と共生の実現に寄与することでしょう。

第2章では、具体的なテーマや課題について、さまざまな現場での経験をもとに、グッドプラクティスを紹介します。これらの事例に加えて、みなさんが関わっている個々の外国人住民やエスニック・コミュニティ、そして地域社会の双方に意識を向けることで、共生社会に向けた協働のあり方を考えてみましょう。

（図表1-2）資格別在留外国人数の推移



出所）出入国在留管理庁「在留外国人統計」より作成

注 1) 技能実習生の人数については2010 年以降のみ。

(2) 在留資格の基礎知識

在留資格とは、先述のとおり、外国人が日本に滞在して活動することを日本政府が法的に許可する制度で、入管法に基づいて定められています。日本で暮らす外国人住民に付与される主要な在留資格は、（図表1-3）のとおり、大きく4つに分類されます。青色の「就労が認められる在留資格（「就労系」）では、「技能実習」（2027年の育成就労制度の新設に伴い廃止予定）や「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」は、それぞれに認められる就労活動の範囲が定められています。緑色の「身分・地位に基づく在留資格（「身分・地位系」）は、活動内容の

（図表1-3）在留資格一覧表

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）	
在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空・宇宙、自動車運送業、農林、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）
出所）出入国在留管理庁

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの	
在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）	
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）定移民活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

制限は課されません。ただし、日本人の配偶者等や永住者の配偶者等の在留資格を持つ方が離婚をした場合、離婚後も日本での在留を希望する際は在留資格の変更申請が必要になります。オレンジ色の「就労が認められない在留資格」のうち、「留学」や「家族滞在」で日本での就労を希望する場合は、「資格外活動許可」を得ることで、原則として週28時間以内で就労することができます。これらの申請は居住地を管轄する地方出入国在留管理官署で行います。

日本に3か月以上滞在する在留資格を持つ人には在留カードが交付されます（特別永住者や在留資格「外交」、「公用」を除く）。在留カードには氏名・生年月日・性別・国籍・地域・住所・在留資格・在留期間・就労の可否などが記載されており、適法に在留していることを示す証明書としての性格を有します。16歳以上の人は在留カードの携行が求められ、記載事項に変更が生じた場合は出入国在留管理庁に届出が必要です。住所を変更した時には市区町村への届出が必要です。外国籍の新生児については、出生届に加えて在留資格の取得手続き、大使館・領事館を通じた出身国への届出が必要です。出生届を受け付ける窓口でその旨を保護者に案内しておくといでしょう。



外国人受入れの背景や取り組みの違い：
欧州と日本との比較

日本の総人口に占める在留外国人数割合は3.21%（2025年6月末時点）です。2023年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口 令和5年推計」では、2070年に日本の総人口は約8,700万人となり、そのうち約10.8%が外国人になると推計されています。

こうした情報を受けて、不安を感じる向きもあるようです。一方で、OECD加盟国における外国人人口割合の平均は2024年で14.7%であり、上記の2070年の日本の推計よりも約3%高くなっています。すでに移民を受入れている国々の経験から、日本は学び、よりよい受入れを模索することが可能です。外国の事例から学ぶ際に、外国人割合だけで論じたり、「外国人」と一括りに扱ったりすると、対応すべき課題や方策が見えにくくなるおそれがあります。外国人受入れの状況は、国・地域ごとの歴史や政策によって異なるため、それらに着目することで、外国人受入れに関する各国の知見をより効果的に取り入れることができます。

外国人人口割合が18.2%のドイツは、第二次世界大戦後の復興期に労働力不足を補うため、イタリア、トルコ、ギリシャなどと二国間協定を結び、「ガストアルバイター」と呼ばれる出稼ぎ労働者を受入れてきました。多くの出稼ぎ労働者はその後もドイツに定住しています。また、アラブの春やシリア内戦などを背景とする2015年の難民危機では、多くの難民を受入れました。ド

イツでは、ガストアルバイターとその子どもたちの社会統合が不十分だったという反省から、2005年以降、語学講習（通常600時間）とドイツの憲法・法律・歴史・文化を学ぶオリエンテーション（100時間）を組み合わせた「統合コース」を実施しています。

フランスは特に第二次世界大戦後の復興期に北アフリカや南欧から労働者を積極的に受入れました。1974年のオイルショック後は労働移民を停止しましたが、人道的配慮から「家族呼び寄せ」を認めたため、移民は「一時的な労働力」から「定住者」へと変化しました。フランスは「共和国的統合」を基本理念とし、出身民族や宗教に基づく共同体主義を排し、すべての移民にフランス共和国の価値観（とくに世俗主義＝ライシテ）への順応を求めます。移民の子どもはフランス語教育を通じて「市民」として育成され、教育制度が社会統合の中核を担っています。一方で、宗教・文化的多様性との摩擦が生じやすく、とくにイスラム系移民との間で緊張が高まっています。また、移民を郊外に集住させる政策が教育・雇用・治安面の格差固定化につながり、若者の高い失業率、移民二世・三世の失業や貧困などの問題が生じ、社会統合の課題が議論されています。2024年1月公布の新移民法は、「厳格化」と「労働力確保」のバランスを探る内容となっています。

このように、各国における外国人住民の構成や共生への取り組みは国ごとに異なります。

「外国人住民が増えること自体が問題である」と捉えるのではなく、各地域で暮らしている外国人住民に適した国の施策や自治体の取り組みを検討することで、日本人住民と外国人住民の双方にとってよりよい関係を築けるのではないのでしょうか。このことを、本ガイドブックの実践例を通して考えていきたいと思います。